

# 岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する高卒認定試験の対策講座の受講費用の軽減を図るために支給する岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金(以下「給付金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

## (給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次に掲げるとおりとし、その意義は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものをいう。
- (2) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものをいう。
- (3) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものをいう。

## (支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭の親(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。))であって現に20歳未満の児童を扶養している者及び同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。))であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。以下同じ。)及びひとり親家庭の児童(配偶者のない女子又は配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童をいう。以下同じ。)であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者、大学入学資格検定・高卒認定試験合格者等既に大学入学資格を取得している者は、対象としない。

- (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所

得水準にあること（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は、適用しない。）。

- (2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (3) この要綱による給付金の支給を受けていないこと。

（対象講座）

第4条 給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）であって、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

（支給額等）

第5条 支給対象者が通信制により対象講座を受講した場合の給付金の支給額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講開始のために支払った費用の40%に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「40%相当額」という。）。ただし、40%相当額が100,000円を超える場合の支給額は、100,000円とし、40%相当額が4,000円を超えない場合は、受講開始時給付金を支給しないものとする。
- (2) 受講修了時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の50%に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「50%相当額」という。）から、前号の規定により支給した受講開始時給付金の支給額を差し引いた額。ただし、その額と受講開始時給付金の支給額を合計した額（以下この号において「合計額」という。）が125,000円を超える場合の受講修了時給付金の支給額は、125,000円から受講開始時給付金の支給額を差し引いた額とし、合計額が4,000円を超えない場合は、受講修了時給付金を支給しないものとする。
- (3) 合格時給付金 支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、

これを切り捨てた額。以下「10%相当額」という。)。ただし、その額、受講開始時給付金の支給額及び受講修了時給付金の支給額の合計が150,000円を超える場合の合格時給付金の支給額は、150,000円から受講開始時給付金の支給額及び受講修了時給付金の支給額を差し引いた額とする。

2 支給対象者が通学により、又は通学及び通信制を併用して対象講座を受講した場合の給付金の支給額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 受講開始時給付金 40%相当額。ただし、40%相当額が200,000円を超える場合の支給額は、200,000円とし、40%相当額が4,000円を超えない場合は、受講開始時給付金を支給しないものとする。

(2) 受講修了時給付金 50%相当額から、前号の規定により支給した受講開始時給付金の支給額を差し引いた額。ただし、その額と受講開始時給付金の支給額を合計した額（以下この号において「合計額」という。）が250,000円を超える場合の受講修了時給付金の支給額は、250,000円から受講開始時給付金の支給額を差し引いた額とし、合計額が4,000円を超えない場合は、受講修了時給付金を支給しないものとする。

(3) 合格時給付金 10%相当額。ただし、その額、受講開始時給付金の支給額及び受講修了時給付金の支給額の合計が300,000円を超える場合の合格時給付金の支給額は、300,000円から受講開始時給付金の支給額及び受講修了時給付金の支給額を差し引いた額とする。

(事前相談)

第6条 市長は、給付金の支給を希望する者に対して事前相談を行い、その者の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、就学経験、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童の自立が効果的に図られると認められる状況であるのか等、給付金の支給の必要性について把握するものとする。

(対象講座の指定申請等)

第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

自らが受講しようとする講座について、岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（様式第1。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を市長に提出し、受講開始前に、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

2 前項の受講対象講座指定申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、次の書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができる。

(1) 申請者（申請者がひとり親家庭の児童である場合は、当該ひとり親家庭の児童を扶養しているひとり親家庭の親。次号において同じ。）が児童扶養手当を受給している場合（8月から10月までの間に申請する場合を除く。） 児童扶養手当証書の写し

(2) 申請者が児童扶養手当を受給している場合（8月から10月までの間に申請する場合に限る。） ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年分（1月から7月までの間に提出する場合には、前々年分）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年分の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（次号において「所得等証明書」という。）

(3) 申請者が児童扶養手当を受給していない場合 次に掲げる全ての書類

ア ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の子の戸籍謄本又は抄本

イ ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の子の世帯全員の住民票の写し

ウ 所得等証明書

3 市長は、受講対象講座指定申請書の提出があつたときは、受給要件を審査のうえ、対象講座の指定の可否を決定し、岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（様式第2。以下「受講対象講座指定通知書」という。）又は岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請却下通知書

(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(支給申請)

第8条 前条第3項の規定により対象講座の指定を受けた申請者は、給付金の支給を受けようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除き、受講開始時給付金については対象講座の受講開始日から起算して30日以内に、受講修了時給付金については対象講座の受講修了日から起算して30日以内に、合格時給付金については高卒認定試験の合格証書(以下「合格証書」という。)に記載されている日から起算して40日以内に、岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書(様式第4。以下「支給申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類、前条第2項に規定する書類及び受講対象講座指定通知書の写しを添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 受講開始時給付金 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

(2) 受講修了時給付金 次に掲げる全ての書類

ア 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

イ 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

(3) 合格時給付金 合格証書の写し

(支給決定)

第9条 市長は、前条に規定する支給申請があったときは、支給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定し、岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給(不支給)決定通知書(様式第5)により当該申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、給付金の支給の決定を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(雑則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 2 6 日から施行する。

様式第1（第7条関係）

岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
受講対象講座指定申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 氏名

次の講座を受講したいので、岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			( 歳)
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			( 歳)
住 所	〒		電話
受講施設の名称		講座の名称	
受講科目	1	2	3
	5	6	7
試験を免除できる科目			
受講期間	年 月 日 ~		年 月 日
	(受講開始日)		
受講方法	通信 ・ 通学 ・ 通学及び通信併用		
所要費用(予定)	入学科	円、受講料	円 合計額 円
過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが		
	ある ・ ない		
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			( 歳)
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない。		
児童扶養手当の受給の証明	上記の申請者は、児童扶養手当を受給していることを確認しました。 担当者 職・氏名		
備 考			

(裏)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
  - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額です。ただし、受講開始時給付金の支給額は、受講方法が通信制の場合は100,000円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は200,000円が限度となります。なお、当該4割相当額が4,000円を超えない場合は、支給の対象となりません。
  - (2) 受講終了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講開始時給付金と受講終了時給付金の支給合計額は、受講方法が通信制の場合は125,000円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は250,000円が限度となります。なお、当該支給合計額が4,000円を超えない場合は、支給の対象となりません。
  - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。ただし、受講開始時給付金、受講終了時給付金及び合格時給付金の支給合計額は、受講方法が通信制の場合は150,000円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は300,000円が限度となります。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後又は受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。
- 8 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
  - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。  
(（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 9 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、岩倉市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、署名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。



様式第2（第7条関係）

岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
受講対象講座指定通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、下記のとおり指定しましたので通知します。

記

氏名 (申請者)		生年 月日	年 月 日生 ( ) 歳
氏名 (受講者が児童の場合)		生年 月日	年 月 日生 ( ) 歳
住所		電話 番号	
受講施設の名称		講座の名称	
受講科目	1	2	3
	5	6	7
		8	
試験を免除できる科目			
受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用(予定)	入学料	円、受講料	円
		合計額	円

(裏)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
  - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額です。ただし、受講開始時給付金の支給額は、受講方法が通信制の場合は100,000円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は200,000円が限度となります。なお、当該4割相当額が4,000円を超えない場合は、支給の対象となりません。
  - (2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給合計額は、受講方法が通信制の場合は125,000円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は250,000円が限度となります。なお、当該支給合計額が4,000円を超えない場合は、支給の対象となりません。
  - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給合計額は、受講方法が通信制の場合は150,000円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は300,000円が限度となります。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。

様式第3（第7条関係）

岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
受講対象講座指定申請却下通知書

年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請のありました岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査した結果、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

却下理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4（第8条関係）

岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
給付金支給申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 氏名

受講開始時給付金  
受講修了時給付金  
合格時給付金 } の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

※いずれかに○をつけてください。

氏名 (申請者)		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
氏名 (受講者が児童の場合)		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
住所			電話番号
受講施設の名称		講座の名称	
受講科目	1	2	3
	5	6	7
試験を免除できる科目			
受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用	入学料	円、受講料	円 合計額 円
希望する支払金融機関	金融機関名		支店名
	口座の種類	普通・当座	口座番号
	口座名義 (フリガナ)		
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない。		
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		
(備考)			

(裏)

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学料、受講料を記入してください。
- 3 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 4 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。
- 6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
  - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。  
(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- 8 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、岩倉市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、署名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

様式第5（第9条関係）

岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで提出のありました岩倉市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、下記のとおり受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金を支給する・しないこととしましたので通知します。

記

氏名 (申請者)		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
氏名 (受講者が児童の場合)		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
住所			電話番号
受講施設の名称			講座の名称
受講科目	1	2	3 4
	5	6	7 8
試験を免除できる科目			
受講期間	年 月 日～		年 月 日 (受講開始日)
支給額	円	支給年月日	年 月 日
振込先金融機関	金融機関名		支店名
	口座の種類	普通・当座	口座番号
	口座名義 (フリガナ)		
支給しない理由			

(裏)

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。  
ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。